

## 新型インフルエンザに関する対応について

新型インフルエンザの流行拡大が懸念されるため、福岡国際大学・福岡女子短期大学は、昨年から数回に渡り、「予防」「罹患時の連絡方法」についてお知らせしてきましたが、この度、改めて、今後の対応を定めた「新型インフルエンザに関する九州学園としての対応」を決めました。これに基づき、学生の皆さんに「予防」「罹患」「寮生の場合」「課外活動」など具体的な項目について、以下のとおりお知らせします。

感染拡大を防ぐには、一人一人の意識的な取り組みが重要です。

特に、この時期、インフルエンザかどうかがわからなくても、感染拡大を防ぐためには、風邪症状（発熱、鼻汁や鼻閉、喉痛、咳、頭痛、倦怠感、体のふしふしの痛み等）がある時には新型インフルエンザの可能性を考えて行動することが大切です。

今後、本学における感染拡大を最小限に抑えるために学生の皆さんは以下の点を遵守してください。

### 【感染予防のために学生の皆さんに徹底して欲しいこと】

1. 毎日、体温を測り、自己の体調管理を図る
2. マスクを着用すること（使用後は毎日ゴミ箱へ）
3. 手洗い・うがいの励行
4. 咳エチケットの励行
5. 室内の換気を行い、乾燥を防ぐ

#### 1.発熱他、風邪症状がある時は（全学生）

- (1) まず、自宅（発熱時にいる場所）から学生課（留学生の場合は国際交流課）へ連絡してください

学生課：092（922）2497・9710・4037 国際交流課：092（922）1390

- (2) 学生課から次のことを指示します。

- ①直ちにかかりつけ、あるいは近郊の医療機関に電話連絡し、受診してください。
- ②病院での受診結果を学生課（留学生の場合は国際交流課）に報告してください。

#### 2.病院で新型インフルエンザと診断されたときは(寮生以外)

- (1) 直ちに学生課（留学生の場合は国際交流課）に報告してください。
  - (2) 病院で新型インフルエンザと診断された場合には外出せず、自宅、アパート等で療養してください。その間は「課外活動」に行ってはいけません。
  - (3) 完治後、病院での診断を受け、速やかに「完治した旨を記載した医師の証明書」を教務課に提出してください。
- ※ この際の「証明書」は一般的にいう「診断書」でなくとも、『医師の署名捺印がされた、「〇月〇日～〇月〇日まで、新型インフルエンザのため加療を要し、完治した」ということが記入された書面』で構いません。
- (4) 完治後も1週間は登校時に必ず「マスク」を着用してください

#### 3.寮生が新型インフルエンザと診断されたとき

- (1) 直ちに学生課（あるいは寮務職員）に連絡してください。
  - (2) 病院で新型インフルエンザと診断された場合には、直ちに、隣接する「学生研修所」に移動したうえで、保護者に連絡し、原則として保護者同行のうえで、自宅に帰省し療養してください。
- （外泊の手続きについては別途指示します）
- (3) 完治後、病院での診断を受け、速やかに「完治した旨を記載した医師の証明書」を教務課に提出してください。
- ※ この際の「証明書」は一般的にいう「診断書」でなくとも、『医師の署名捺印がされた、「〇月〇日～〇月〇日まで、新型インフルエンザのため加療を要し、完治した」ということが記入された書面』で構いません。
- (4) 完治後も1週間は寮内、登校時とも必ず「マスク」を着用してください
  - (5) 罹患者と同室の寮生は最低1週間、毎朝夜、体温を測り、平熱より高い場合は「1」に準じて学生課に連絡してください。また、1週間は登校時に必ず「マスク」を着用してください
  - (6) 罹患者の居室は消毒を行います。

#### 4.上記「2」「3」により学生が授業を休み、所定の手続きを行った場合の教務的措置

- (1) 大学・・・教育実習等の学外実習による欠席と同様に、欠席した科目については、後日、特別に課題等に取り組んでもらい、不利にならないよう配慮します。
- (2) 短大・・・原則7日間ですが、医師が証明する完治日までは「公欠」とします。

#### 5.自宅通学学生の同居保護者(家族)が新型インフルエンザに罹患したときは

- (1) 当該学生は濃厚接触者として、まず、自宅から学生課（留学生の場合は国際交流課）へ連絡してください
- 学生課：092（922）2497・9710・4037 国際交流課：092（922）1390
- (2) 自宅、アパート等で待機してください。その間は「課外活動」には行ってはいけません。
  - (3) 同居保護者（家族等）が完治後、病院での診断を受け、速やかに「完治した旨を記載した医師の証明書」を教務課に提出してください。
- ※ この際の「証明書」は一般的にいう「診断書」でなくとも、『医師の署名捺印がされた、「〇月〇日～〇月〇日まで、新型インフルエンザのため加療を要し、完治した」ということが記入された書面』で構いません。
- (4) 「(3)」の手続きを経た学生の教務的措置は以下のとおりとなります。
- ① 大学・・・教育実習等の学外実習による欠席と同様に、欠席した科目については、後日、特別に課題等に取り組んでもらい、不利にならないよう配慮します。
  - ② 短大・・・原則7日間ですが、医師が証明する完治日までは「公欠」とします。
- (5) 完治後も1週間は登校時に必ず「マスク」を着用してください

#### 6.課外活動(学内、学外)に当たっては

- (1) 当日の朝の健康状態をチェックし、平熱より高い等、風邪症状のある方は活動に参加してはいけません。
  - (2) 課外活動中に発熱他、風邪症状が出た時は、部長（学生代表）、顧問教職員、学生課に連絡のうえ、速やかに帰宅し、医療機関で受診してください。
- （それ以外の方については活動を継続できますが、健康状態のチェックをより一層徹底してください。）
- (3) 活動部員に新型インフルエンザの罹患者が発生した場合は、直ちに部長（学生代表）は顧問教職員と学生課に連絡してください。その後の当該課外活動団体の活動の一時中止等については新型インフルエンザ対策本部からの指示によります。
  - (4) 大会等への参加に当たっては、主催者において新型インフルエンザに関する対処方針が定められている場合には、それに従ってください。また、本学学生においては以下の予防策の徹底をお願いします。
- 1.毎日、体温を測り、自己の体調管理を図る
  - 2.マスクを着用すること（使用後は毎日ゴミ箱へ）
  - 3.手洗い・うがいの励行
  - 4.室内の換気を行い、乾燥を防ぐ
  - 5.咳エチケットの励行
  - 6.スポーツドリンク等の回し飲みをしない

#### 7.今後の新型インフルエンザに関する諸連絡方法

- (1) 今後の新型インフルエンザに関する本学関連措置の周知方法は次のとおりとします。
- ① 学内掲示板への情報掲示
  - ② ホームページでの発信
  - ③ 学内アカウントへのメール配信

学生の皆さんは上記の情報を決して見落とさず、適切な対応をしてください。

**何よりも一人一人の感染拡大や集団感染を防ぐための意識的な取り組みが重要です。学生の皆さん自身と、皆さんの大切な人を守るためにもご協力をよろしくお願いします。**